

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N592
2020・6・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 倉敷市真備地区水害訴訟について…………… 呉 裕麻
【投稿】水害訴訟で营造物責任を肯定…………… 板井俊介
—平成24年九州北部豪雨馬場楠堰水害事件で画期的判決
【投稿】入管における証拠保全の問題—大阪入管におけるふたつの暴行事件を例に…………… 中井雅人
〈コロナ禍のなかで・事務所の取り組み〉
弁護士法人・響におけるテレワークなどの取り組み…………… 西川研一
【議長ひとくちトーク】コロナ後に見えてくるもの～志と能力を有する青法協会員の活躍～…………… 北村 栄

ロースクールの実情と法曹養成

- ロースクールの(短期的・長期的)今後…………… 山本有紀

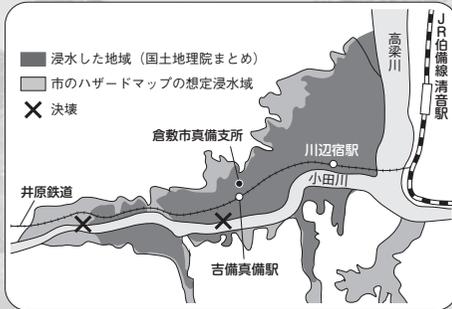
シリーズ 憲法を知るための12冊

- メアリー・ビアード著・宮崎真紀訳『舌を抜かれる女たち』…………… 辻田 航
〈改憲問題対策法律家6団体連絡会の取り組み〉 検察庁法改正の動きを阻止…………… 大山勇一
 検察庁法改正案を束ね法案から分離し撤回すること等を求める法律家団体の
緊急声明(改憲問題対策法律家6団体連絡会)



グラードの子ども

倉敷市真備地区 水害訴訟について



岡山 呉 裕麻

一 平成三〇年七月豪雨について

平成三〇年(二〇一八年)六月二十八日以降、前線や台風第七号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。

西日本では、広い範囲における長時間の記録的な大雨となり、岡山県でも特別警報が発表されるなどし、多くの被害が生じた。具体的には、この七月豪雨として、死者二四名、負傷者四五九名、住家全壊六七五八棟、半壊二〇八七八棟、床上浸水八五六七棟、床下浸水二九二三棟などという被害が生じた。

二 倉敷市真備地区について

倉敷市真備地区は、岡山県倉敷市の北部に位置し、東西に流れる小田川を挟む形で構成されている。

そして、この小田川以北の真備地区は、その東側を南北に流れる高梁川の堤防が、その南側を東西に流れる小田川の堤防が、その北側と西側には丘陵が迫っている。

また、小田川以南の同地区については、北側を小田川の堤防が、東側を南北に流れる真谷川の堤防が、西側と南側には丘陵が迫っている。

このように真備地区は、全体として、水害が発

生すると地区内に水がたまりやすい地勢のため、歴史的に浸水被害が頻繁に起こっていた。

三 七月豪雨による真備地区の被害について

このような地勢的特徴を持つ真備地区は、七月豪雨の影響を大きく受け、前記各河川の複数の堤防が決壊し、死者五一名、浸水被害約四七〇〇戸、真備地区面積の実に四分の一が浸水するという大規模な水害が発生した。

多くの市民は、突然の堤防決壊のため、一気に自宅や近所が水没し、自ら避難する術を失い、自宅の二階や屋根に上がるなどして難を逃れた。

その後、消防やボランティアなどの力を借り、自宅から避難をするが、当然のことながら自宅は酷く損壊汚損したため、長い避難所生活を余儀なくされた者が多数生じた。

四 本件水害が人災であることと、その具体的な法律構成

(1) 事前放流

高梁川上流に所在する新成羽川ダムでは、記録的な大雨となるおそれが気象庁により警告されていたにもかかわらず、放流量を減らすなどした結果、豪雨による流入量急増により、結局、放流量を大幅に急増させる他なくなった。その結果、下

流の洪水発生の原因を作った。

ところで河川法五二条により、河川管理者である国土交通大臣は、ダム設置者である中国電力に事前放流を指示することができたが、本件ではこれがなかった。そして、本件においては、過去に経験したことがないような大雨が予想されていたのであり、その指示をしなかったことが不作為による国の責任であることは明白である。また、中国電力については、かつてない大雨を踏まえ、自らの判断にて事前放流をするべきであったのにこれをしなかった責任がある。

(2) 小田川の付け替え工事の先送り

前記のとおり、真備地区では、昔から水害が多発していたため、その原因を除去する必要がある。行政も当然これを認識し、背水の危険を低減するために高梁川と合流する小田川の結合部分を付け替える工事計画がすでに一九七一年には立てられていた。しかし、長年に渡りその着工がされずにいたため、本件水害に至っている。

国は、本件水害に先立ち、河道付け替え工事に着工し、完了することができたにもかかわらず、これを怠り、水害を引き起こしたものであり、不作為の責任がある。

(3) 樹林伐採、河道掘削などの懈怠

高梁川と小田川の河川内には樹木が生い茂っていたところ、市民はこの伐採と河道の掘削を何度

も陳情していた。そして、これを伐採し、河道の掘削を行っていけば河川の水位を低下させ、背水の影響を低減することが可能であった。

しかし、国はこれらをいずれも怠り、本件水害を引き起こしたものであるから不作為の責任を負う。

(4) 堤防の未整備

七月豪雨では、何カ所も堤防が決壊し、そのために大量の水が真備地区内に流れ込み、大洪水をもたらしたところ、いずれの堤防もその高さが低いまま放置されていたものであった。

このように本件水害では、小田川及びその支流の各堤防の複数箇所が決壊し、大洪水に至っている。当然のことながら堤防の決壊がなければこれだけの大洪水に至ることもなかった。そして、各堤防については結局、堤防高が不足していたことが問題として指摘できるところ、国及び県は、本件水害以前の段階で水害に耐えうるだけの堤防工事を行うべきであったところこれを怠っている。よって、不作為の責任を負う。

(5) その他

他にも、本件のような大雨の際に、堤防上の道路を塞ぐ陸間が複数個所に設置されていたものの、実際にはこれを用いて流水を防ぐ措置がとられていなかった。そもそもどのような場合に陸間を用いるとか、誰がこれを設置するかなどという

運用マニュアルすら存在しなかった。

また、避難指示が出されたために避難が遅れたなどという問題もある。

訴訟ではこれらもまた、県や市の責任であるとしてその追及をしている。

(6) まとめ

以上のとおり、本件水害訴訟においては、複数の被告に対して複数の責任を追及する構成となっている。複数の要因が絡まってこれだけの被害に至ったものであり、すべからず「本件災害は人災である」という他ない。

五 訴訟の提起

このような甚大な被害を生んだ真備地区水害であるが、住民からは、生じた被害の責任を問う声が多くあがった。その中から、訴訟提起を決意した原告合計三二名が訴訟提起に踏み切り、本年(二〇二〇年)四月二五日に提訴した。

また、今後、第二次提訴も予定している。訴訟の場では、これまで放置されてきた真備地区での水害対策の問題や、生じた被害の責任の所在を明らかにし、今後二度と本件同様の悲惨な水害を生じさせないよう求めていく予定である。

投稿

水害訴訟で営造物責任を肯定

——平成二四年九州北部豪雨馬場楠堰水害事件で画期的判決

熊本 板井 俊介

一 国賠法二条営造物責任を一部肯定

二〇二〇年三月一八日午後一時一〇分、熊本地方法裁判所民事第三部（小野寺優子裁判長）は、二〇二二年七月二二日未明、阿蘇地方から熊本地方にかけて発生した集中豪雨（平成二四年九州北部豪雨）により、熊本市を流れる一級河川である白川下流域に設置された農業用水取水口に端を發し、熊本市が管理する馬場楠堰水路に設置された転倒堰（熊本市東区石原）から大量に流出した排水が、民間のゴルフ練習場の外壁を突き破って破壊したことに基つき、同ゴルフ練習場運営会社が原告となり、熊本市を被告として国家賠償法二条営造物責任を問うて提起した国家賠償請求事件において、原告の請求を一部認容し、熊本市

に四二万三七〇五円の支払を命ずる極めて画期的な判決を下した。

この判決は、①昭和五九年大東水害最高裁判決の判断枠組みを普通河川の場合にも基本的に踏襲した平成八年七月二二日平作川水害最高裁判決の判断枠組みを採用しつつ、②原告の主張を裏付けた今本博健京都大学名誉教授の意見書の内容について「本件被害当日の状況を合理的に説明するもの」で、同教授の意見は「多くの水理模型実験の経験に基づいた定性的な検討の結果」であって「十分に説得力がある」と判示して、これに反する大本教授の見解は「合理性に疑問がある」と否定した上で、③「本件転倒堰が完全に倒伏する」状況においては流末水路沿いの建物に被害を与える危険性があつた」が、それは本件用水路等に構造上の問題があつたとする一方で、その危険性は、流

末水路の合流点付近に高さ二m程度のシル（擁壁）を設置していれば防げた」と判示して、「流末水路が満水となった状況で本件転倒堰が倒伏した場合、排水を管理できずに本件駐車場に排水が一気に溢れ出す構造となっていた点については、同規模の河川の管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を備えていなかったと言わざるを得ず」、「本件水路等の設置又は保存の瑕疵」があるとして、国賠法二条の営造物責任を肯定したものである。

二 余りに長い水害訴訟の冬の時代

周知のとおり、河川水害により流域住民らが被つた損害については、昭和五九年大東水害訴訟最高裁判決が、河川は道路等とは本質的に異なり制

御困難であること、河川整備には財政的制約があるため容易には行政責任を問えないとすることを基本的な考え方とした住民側敗訴判決を下して以降、被害住民が全く勝訴できない冬の時代が到来し、多摩川水害最高裁判決を唯一の例外として、その後も河川管理の瑕疵が認められた裁判例は全く存在しない（なお、ダム放流水による被害については、北海道二風谷ダム訴訟平成二四年九月二一日札幌高裁判決のみが勝訴判決）状況にあった。

その中であって、この判決は、水害訴訟における従来の司法判断が不十分であったことを直視し、専門家意見に依拠しつつ、たとえ一部であっても行政の河川管理に瑕疵があったことを明確に肯定したものである。本判決は、これまでの我が国の水害訴訟の裁判例を見る限り、少なくとも二〇三〇年に一度しか登場しないような極めて画期的な請求認容判決であり重要な意義を有するものである。

三 立証のポイント

本件は、河川法の適用のない「普通河川」に関する裁判例であり、一級河川のような河川整備計画などの議論はないが、それでも、瑕疵の認定に關しては、大東水害訴訟の流れをくむ平作川水害最高裁判決（平成八年七月二日）を判断枠組み

として踏襲し、被害発生危険性が予見可能、壁を作っておけば回避可能という具体的な認定をしている。この点は、全ての水害訴訟と共通すると思われる。

具体的な立証のポイントとしては、



現地進行協議で裁判官に説明する今本教授（左）と筆者

① 熊本の立野ダム反対運動で知り合った今本博健京大名誉教授に現地を見て頂き、本件水害の機序を説明する意見書（計三通）を率先して提出した。これにより、因果関係と予見可能性、回避可能性を立証した

これに対し、被告熊本市側は、熊本大学の教授に意見書を依頼して、こちらも計三通の意見書を提出し、学者意見の応酬となった

② 平成二四年以降も、本件事件に類似する降雨時の川の状況を撮影し、証拠として提出して、裁判官にイメージをもってもらおうように努めた

③ その上で、現地進行協議として裁判官三名を現地に連れて行き、私がハンドマイク片手に十分に説明をして、裁判官の事件の機序の理解を確実なものとした（上記写真が現地進行協議の様子）

④ 最後に、学者尋問（書面による尋問）を実施して、敵側に尋問事項を自由に作らせた上で、今本先生に回答してもらったという流れであった。

本件は、すでに控訴され、さらに闘いは続く。全国の水害訴訟に取り組み仲間とともに尽力する所存である。

投稿

入管における証拠保全の問題

—大阪入管におけるふたつの暴行事件を例に—

大阪 中井 雅人

大阪入管では二〇一七年に二件の職員による被収容者に対する暴行事件が発生した(両事件とも骨折の傷害結果が生じている)。二〇一七年七月に発生した事件をT事件、同年二月に発生した事件をP事件と表記する。T事件の詳細については拙稿「入管における証拠保全の問題—大阪入管におけるトルコ人暴行事件を例に」(「青年法律家」No.五七九(二〇一九年五月二十五日号))を参照。

一 T事件

二〇一八年に証拠保全を実施し、提訴したT事件は、二〇二〇年二月末に原告本人尋問と原告側申請医師の証人尋問が実施され、結審へと向かっている(被告側申請証人は無し)。

T事件における不法行為を構成する事実は次の四点である。①必要性がないのに保護室に移動させられ、②保護室内で制圧と称する暴行を受けたことにより、右上腕部を骨折させられ(後遺障害あり)、③手錠をかけられ放置された上、速やかに病院に搬送されず、④暴行後も収容を続けたにもかかわらず、正当な理由なくリハビリ等の適切な医療を受けられなかったことである。弁護団はこれら四点について十分に主張立証できたと考えている。

後に経験することとなるP事件と対比すると、

T事件は紆余曲折ありながらも提訴前に暴行映像の一部を保全することに成功した稀有な例だといえる。T事件提訴は主要メディアのほとんどが暴行映像を含めて報道した(共同通信等のウェブサイトでは本稿執筆時点においても暴行映像を閲覧することができる)。

二 P事件

(1) 事件の概要

本件は大阪入管職員らが被収容者である原告に対し、二〇一七年二月二〇日午後〇時一四分頃から同月二日午前二時四九分頃までの間、床等にうつ伏せに制圧し、両手を身体の背中側に回し両手首に手錠を施す等の暴行を加え、左上腕骨骨幹部骨折等の傷害を負わせ、さらに、保護室内において長時間にわたり後ろ手錠を施したまま一四時間以上放置したことについて損害賠償を求めた事件である。二〇一九年三月に証拠保全を申し立て、二〇二〇年一月に提訴した。

(2) 映像提供を拒否・裁判所による映像撮影を拒否した相手方国

本件証拠保全手続は、数次にわたる続行期日が開催された。相手方国が、監視カメラ等の映像の提供ないし裁判所による撮影を拒否したからである。続行期日のたびに裁判官・書記官、相手方国

の担当者(訟務検事・法務局担当者・入管担当者など)が、相手方が証拠提供を拒否する代わりに作成する監視カメラ等の映像のスクリーンショット作成等に何時間も費やした。

本件事件に関する映像は、「保護室」内で後ろ手に手錠をかけられている箇所だけでも一四時間以上であり、その前後の関連する箇所を含めると二四時間近くある。この長時間の映像からスクリーンショットを作成する。司法資源の無駄遣いだと言わざるを得ない。

相手方は、映像の提供や撮影に応じない理由について、結局のところ、映像の提供や撮影に応じる義務がないとしか述べない。しかし、証拠保全決定別紙検証物目録記載の証拠については提示する義務がある。そして、相手方が映像を提示して上映した以上、裁判所がビデオカメラ撮影という検証方法を選択して検証したとしても、相手方国にはそれを拒否する権限はないはずである。

そもそも、仮に裁判所によるビデオカメラ撮影に応じる「義務」がないとしても、検証物目録記載の証拠について提供しないビデオカメラの撮影に応じる相手方国の「権限」はある。撮影に応じることが、改竄・破棄・隠匿を防止するという法の趣旨からすると、極めて正当な権限の行使である(国家としてあるべき姿)。

また、税金を使って作成している監視カメラの

映像等であるから、そうした映像等はいわば公共の財産である。一企業が監視カメラの映像等の提供を拒否するのは違う。そうした観点からも「提供」して当然だと言える。

(3) 裁判所が検証調書に検証結果を記録することができない

検証とは、五官の作用によって、直接に検証対象物の形状・性質・状態を観察し、その結果として得られた内容を証拠資料とするものであるが、DVD等に記録された映像等が検証対象物である場合、その物自体を検証調書に添付できなければ、検証によって得られた成果を記録することができず、証拠保全の目的を達成することができなくなる。つまり、本件相手方国の対応は、実質的に見ると検証拒否である。

また、静止画によって得られる情報は、動画とは質的に異なる。静止画によって動画と同等の視覚情報を得ようとすれば、何千万枚何億万枚の静止画が必要になるだろう。仮にそのような静止画の提供となるのであれば、検証調書の謄写費用は莫大な額になり、申立人には到底賄えない。相手方による事実上の証拠保全妨害と言わざるを得ない。

そもそも、静止画には、音声情報が欠落している。つまり、動画中の音声情報に関しては、相手方が提供しなかったことにより検証不能になった

ということである。

(4) 相手方が映像提供等を拒否する真の理由

相手方国は、検証期日において、映像の提供を拒否する理由に「保安上の理由」も挙げていた。しかし、この「保安上の理由」には全く中身がない。担当裁判官も「保安上の理由」に中身がない旨指摘していたが、相手方国はその指摘に回答することができなかった。

当職が弁護人を担当した別件の刑事裁判(二〇一八年一月に大阪入管収容場内で発生したとされる公務執行妨害被告事件)では、居室内および保護室内で撮影されたハンディカメラの映像および防犯カメラの映像が、すべてマスキングされない状態で音声も含めて公開の法廷で上映された。

では、相手方が映像を提供したくない真の理由は何か。裁判で使われたくない、メディアによって日本中に世界中に発信されたくないからだと考えるのが自然である(要は真実をできるだけ隠したい)。

(T事件の弁護士は空野佳弘、乾彰夫、山中有里、馬場圭吾、清水亮宏、中井雅人、P事件の弁護士は大森景一、川崎真陽、乾彰夫、西川満喜、中井雅人、高山良子)

〈コロナ禍のなかで・事務所の取り組み〉

弁護士法人・響における テレワークなどの取り組み

東京 西川 研一

■はじめに

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、弁護士及びスタッフ、関係者の安全を確保するため、會員の法律事務所においてもそれぞれ対応をなさっていることと思う。

この拙稿が掲載される頃には、感染拡大も一旦収束とは思われるが、今後、我々のいくつかの拙い取り組みが役立つかもしれないと思い、当法人での取り組みを紹介させていただく。

■当法人の簡単な紹介

まずイメージを持っていたくために、当法人の規模感を紹介したい。

本年四月で法人設立から七期目となり、メンバー数は弁護士を含めて一〇〇人を超える規模となっている。新宿エリアに二拠点、大阪、福岡にそれぞれ一拠点ずつ構えている。大阪、福岡はそれぞれ弁護士含め五名以下なので、一〇〇名以上の弁護士及びスタッフが新宿の二拠点に集中している状態となる。

新宿の二拠点で一〇〇名以上が出社すると、密な状態となるだけでなく、通勤途上においても感染拡大の危険を高めてしまうことになる。

そこで、今回のコロナ対策においては、この新宿拠点、なかでもより多くが勤務する西新宿拠点を

において、いかにテレワークなどを実現するかが焦点となった。

■当法人で取り入れていた仕組み

ただ、コロナ対策といっても、新たに取り入れた仕組みは、実はほとんどなかった。感染症対策を念頭において準備したわけでは全くないが、セキュリティ対策を構築し、既に取り入れていたいくつかの仕組みが、コロナ対策としてテレワークなどの実現に際し、タナボタ的に大いに役立った。当法人におけるコロナ対策は、これらの仕組みをいかに有機的に使いこなしてテレワーク化していくかが課題となった。

1 インターネット電話

当法人の電話は、ほぼ全ていわゆるインターネット電話となつている。二年ほど前に東京の本部拠点において取り入れ、順次各支店もこれに置き換えてきた。

当事務所の取り入れているインターネット電話の仕組みは、(文系の自分の理解の限度で言うと)要するに、パソコンにアプリを取り込んで割り当てられたIDとパスワードでログインすれば、パソコンで通常の電話ができるというものである。もちろん内線も使えて、すべての通話を常時録音している。

これにより、パソコンとインターネット接続環

境があれば、どこでも事務所の電話番号を用いて受信及び発信が可能となる。当初の導入目的は別のところにあったが、今回のテレワーク化には大いに役立った。また、弁護士・スタッフ間の補完的な連絡手段として従前からビジネスチャットを導入していた。これによりテレワーク環境下においても、弁護士・スタッフ間で円滑なコミュニケーションが可能となり、タイムラグを最小限に抑えて各所の対応に当たることができた。

2 クライアント情報管理のデジタル化

依頼者案件の情報は、以前からほぼ全てオンライン上のデータベースで管理している。当法人のデータベースは契約しているシステム会社がオリジナルで作成したもので、依頼者との情報の大部分が格納され、クラウド上に保管されているので、ログインすることでどこでもデータベースにアクセスすることができる(セキュリティ上、アクセス権限の制限はある)。

記録も含めて依頼者情報のほぼすべてが格納されているので、これにアクセスできる環境があれば、これまたどこでも依頼者、相手方などへの対応が可能となる。

3 オンライン面談

Zoomのようなウェブ会議システムを使つてのオンライン面談は、コロナ対策以前から実施していた。オンライン面談であれば、本人確認など制

画ならではの利点はもちろんのこと、データ共有機能を使つての書類説明が容易となる。また常時録画により、言った言わないの問題を解決できる。そういった観点からの導入であったが、これもまたテレワーク化においては大いに効果を発揮する仕組みであった。

ただ、当法人の選定したシステムが、感染拡大によるオンライン化拡大のせいかな具合が多発し、使いにくく、実際にはあまり役立てることはできなかった。今後の課題である。

4 デジタルFAX

既に導入されている事務所も多いと思うが、FAXの送受信をデジタル(メールなど)で行うことができるものを当法人も導入している。

これにより、ペーパー自体の紛失が避けられるだけでなく、ログインさえすれば、どこでもFAXを確認し、データで共有できることとなる。当然、これもテレワーク化に役立った。

■ テレワークなどの取り組み

ほかにも取り入れている仕組みはあるが、法律事務所の三種の神器である電話、FAX、記録をデジタル化できていたのは、テレワーク化にとつて、本当に不幸中の幸いであった。

感染拡大が深刻化するなかで、まず着手したのはスタッフの時差出勤(弁護士はそもそも裁量出

勤)、既往症などによる重篤化リスクのあるスタッフの在宅勤務、来所面談の禁止(全てオンライン面談化)などである。

次に四月からは本格的テレワークに取り組んだ。前記のように既に導入されていた仕組みを使つて、可能な限り在宅勤務ができるよう、リーダー中心に工夫を積み重ねていった。前記の既に取り入っていた仕組みが功を奏し、かなりの部分で在宅勤務を実現できた。

ただ、それでも不足する部分、すなわち、対外的やり取りや事件記録の確認などはこの業界慣行であるペーパーベースが多く、出勤を認めざるを得なかった。具体的には、日々到着する郵便の受信業務と発信業務、ペーパーベースで保管されている記録を確認して行う業務などである。もちろん、そういったメンバーを支える総務も出勤をお願いした。出勤するメンバーについては、時差出勤、座席の間隔確保、携帯消毒水の支給、マスクの配布など、一般的な対応を行った。

在宅勤務率五〇%を目標に工夫を重ねたところ、四月以降は平均で五〇%弱、時期によっては六〇%程度まで在宅勤務率を確保することができた。

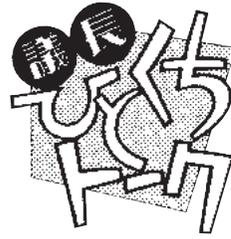
この数値をどうみるかは会員諸氏のご判断に委ねたいが、法人代表としては、メンバーが奮闘してくれた結果として尊重したいと共に、紙文化な

ど社会的な課題も多いと感じた次第である。

今後は、電子契約の導入やクライアントのやり

取りのクラウド化など、コロナ感染の第二波や新たな感染症や自然災害などにも耐えうる仕組みを

構築できればと考えている。会員の皆様にもお知恵を貸していただければ幸いである。



コロナ後に 見えてくるもの

～志と能力を有する
青法協会員の活躍～

の仕組みを本気で実現せよと、我々は問われているのでしよう。これは、我々青法協の使用命でもあります。

そして、我々「人間」には何が求められるか。それは一目瞭然です。人間にしかなし得ない能力の開発と発揮です。ITとAI社会化で、代替できるものは全て任せ、コロナ後はweb利用等で、より空間の壁も移動時間の壁もなくなるなど、我々は人間が本来持つ深く高度な能力をより発揮できる「進化・開花の道」にいます。具体的には、AIでも代替できない直観力、洞察力、大局観、共感性がより求められるのでしよう。例えば、web相談や会議では実際の対面に比べ空気分など伝わる情報量は低下します。その中で、画面の向こうにいる人物の心の中にある本音に我々は気づく必要があります。コミュニティ

コロナ問題でみなさん、何を考えていますか。例えば、労働・倒産問題の大量発生への対応(スキル獲得・宣伝)、在宅ワークの徹底、web相談の充実、事務所の環境作り等々、力を入れられているのでしよう。それらは当然重要なことです。ただ、全体がある方向に動く時、別の観点も忘れてはならないというのが青法協ですから、今回はそんな観点で。

まず、大きな視点で。このコロナ禍は我々に何を問うているのでしようか。社会的・経済的弱者が特別大きな壊滅的被害を受けていることからすれば、今後第二のコロナが来てもそのような人々が安心して暮らせる社会

やかに感じ取り適切に対応する能力)など、AI社会やコロナ後の社会では、そのような力を持つプロフェッショナルが必要とされ、かつ活躍できるのです。

そして、勝者一人勝ちの動きが加速します。webにより時間・空間の壁もなくなり、直観力、洞察力、大局観などは瞬時のものですから、たくさんの仕事も詰め込め、それによりさらに経験値が高まり、さらに仕事が出来、評判も、という好循環が起ります。

また、AI社会では専門化特化現象、コロナ後は場所的隔離現象が進みます。そのため、その素晴らしい特徴を持った人々を統合する統率力(チームをまとめ上げ目的に向かつて動かす能力)が不可欠となってきます。この力が世の中を大きく変えていくのです。

これらの力は、人権感覚(感受性)に溢れ、また経験豊かな先輩が数多くいる青法協会員こそ、身につけ発揮出来るものです。みなさん、ぜひ自信を持って下さい。

最後に、web会議もいいですが、同じ空間に居ることが持つ、言葉を介さずに伝わる身体感覚が、さらに見直される時代になるのではないのでしようか。

(青法協弁学台同部会議長 北村 栄)

ロースクールの (短期的・長期的)今後

神奈川 山本 有紀

1 最新のロースクール状況報告

令和二年(二〇二〇年)五月二五日、私は青法協の司法試験学習会に参加しました。

コロナウイルス感染拡大の状況をふまえ、学習会はZoomを利用したオンライン形式で行われました。

参加したロースクール生に、学業の現状を尋ねてみたところ、以下の返事が返ってきました。

中央大学ロースクール…五月末まで登校禁止
／オンライン含め授業はなし／レポート等課題が課されている
東京大学ロースクール…現状登校禁止／四月半ばからオンライン授業
早稲田ロースクール…現状学内立入禁止／オンラインの双方向授業や動画配信形式の授

業がある

前記三つのロースクールに加え、上智大学ロースクールの修了生も参加していましたが、いずれの参加者も、図書館や自習室が閉鎖され、家で勉強せざるを得ないとのことでした。

ロースクールで学べる期間は二年ないし三年間であるのに対し、緊急事態宣言以前の自粛モードを含めて約四カ月にわたったこのコロナ禍が、ロースクール生に与える影響は極めて大きいはずだ。

各ロースクールが、学習の機会の実現のため採っている方策は、現状大学ごとに違いが大きいようですが、今後コロナ第二波が来ることも予想して、学習環境を整えることが求められていると感じました。

2 ロースクール私見

私はかなり前にロースクールを修了したため、当時の記憶は薄れています。記憶喚起のため、文部科学省HP掲載の、「法科大学院制度の意義」を読んでみました。

『今後、国民生活の様々な場面で法曹需要が増大することが予想されていますが…(略)…従来の法曹養成制度では、厳しい受験競争のため受験技術優先の傾向が顕著となっていたこと、大幅な合格者の増加をその質を維持しながら図ることには大きな困難が伴うこと等の問題点が指摘されていました。…(略)…司法が二一世紀の我が国社会で期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立するためには、…(略)…法学教育、司法教育、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠であり、その中核をなすものとして、…(略)…法科大学院が構想されました。』

ついでに、司法試験の目的についても確認してみました。
司法試験法第一条一項「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とす

ロースクールの実情と 法曹養成

る。」

司法試験第一条一項の文言からみて、司法試験は、法曹になりたいという志だけではクリアできないさうです。そして、「学識及びその応用能力」の有無が測られる以上、それを示せる答案は少なからず似通ってくることで、その上で、そのような答案を書けるようになることが「受験技術」と呼ばれるのなら、法曹になりたい一心の法学徒が「受験技術」を「優先」したくなることは避けられないことだと思われました。

ところで、私が、ロースクールに入った当時、司法修習は貸与制でした。

弁護士就職も今より厳しいと言われており、進学に伴い奨学金を借り、司法試験に受かって修習中は貸与、ようやく弁護士になれたとしても食べていけないのではないかと法曹の未来を不安視する向きが一般に強かったように思います。その中で、かなりの覚悟を持ってのロースクール進学でした。

現在は、貸与制は廃止されました。就職もかなり良くなったと思います。もともと修習生への給付金は、基本給付金月一三万五〇〇〇円(交通費等込み)、家を借りた

場合にプラス三万五〇〇〇円であり、今なお経済的には楽でない状況です。

法学徒・司法修習生は、現状経済的に豊かでないことに加え、法曹人口増大に伴う将来への不安が刷り込まれているため、年収の高い企業法務を扱う事務所への就職を希望する傾向が顕著です。そして、そのような事務所は、法学徒としての優秀さをわかりやすく示す(ように見える)予備試験の合格者を採用したいという意向が顕著です。

その結果、学費がいらす、仕事を続けながらも、あるいは大学在学中でも受験できて、就職でも有利になる予備試験を法学徒が指向するのは避けられない流れだと感じます。

個人的には、予備試験制度を作った時点で、かかる流れは見通せることで、ロースクールを「中核」に据える「法学教育、司法教育、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度」を掲げる法務省の姿勢はどこまで本物なのかあとを思わざるを得ません。

それでもなお、法科大学院が、この状況(神奈川県にはついにロースクールがなくなってしまう)から再起を図るとするならば、予備試験とは別の、しかしそれに匹敵するバリヤーを示さなくてはならないと思います。

ところで、あの憎き司法試験さえクリアす

れば、法律家は司法修習を通して、そして仕事を通じて成長していくものではないでしょうか(事務所の先輩方が私を成長しないなど感じておられたらどうしよう……事務所の皆に配られて遠回しに反応を伺える「青年法律家」は素敵な冊子……)。司法修習の半分以上の期間が、実務を見聞きするOJTであることをふまえても、現場で学び、実務を通して成長することが法曹にはいわば予定されているのではないかと思います。

そうであれば、現状のカリキュラムではどうしても実務に触れる機会が少ないロースクールにおける教育も、割り切って司法試験合格に向けたものに寄せた方がいいのではないかと私は考えています。

ロースクール修了が、予備試験合格よりも、学力的には容易な司法試験受験資格取得手段であることは、ロースクールの一つのバリエーションです。

そしてロースクールに進学することが司法試験受験資格取得だけでなく、着実に司法試験合格に向かって進む道だと示せる何かがなければ、経済面での不安の根強い法学徒にロースクールが支持される今後はなかなか来ないのではないかと思います。

シリーズ
憲法を知るための
12冊

メアリー・ビアード著・宮崎真紀訳
『舌を抜かれる女たち』

東京 辻田 航



『舌を抜かれる女たち』
二〇二〇年一月一〇日 初版
著者…メアリー・ビアード
宮崎真紀訳
出版社…晶文社
定価…一六〇〇円＋税
四六判 一三六頁

1 現在、世界各国に共通する大問題の一つ
といえば、男女不平等の問題だろう。

日本は、二〇一九年のジェンダーギャップ指数
で二位になるなど、この問題において世界的に
不名誉な地位にある。

青法協も無関係とはいえない。本コーナーのこ
れまでの執筆者は私を含めて全員男性であり、前
回までに紹介された本の著者も(翻訳者を除き)
全て男性である。「青年法律家」の寄稿者も基本
的に男性が多数を占め、全員男性の号もある。こ
の背後には青法協の会員数の男女差があり、さら
にその背景には、日本における弁護士や研究者の
数、そもそも法律家を目指してきた人々の数の男
女差があるだろう。

このように現に存在する男女の格差や不平等
は、社会では「当たり前」のものとして見過ごさ
れがちである(特に男性には)。本書には、そんな

2 「当たり前」を崩すようなヒントが詰まっている。
本書の著者であるメアリー・ビアード
は、ケンブリッジ大学の古典学の教授であ
り、「イギリス二有名な古典学者」とも呼ばれる。

本書は、彼女が二〇一四年と二〇一七年に行っ
た講演をまとめたものであり、女性の声や発言が
軽視される現象について、古代ギリシア・ローマ
時代の古典を読み解きつつ、わかりやすく述べて
いる。

3 二〇一四年の講演をまとめた第一部「女
が発言すること」では、古代ギリシア・ロ
ーマ時代において、公の場で発言すること
が男のアイデンティティだったこと、人前で話を
する女は「女ではない」という論理が成り立ってい
たことが示される。

例えば、ホメロスの叙事詩『オデュッセイア』に
は、英雄オデュッセウスの妻ペネロペイアが、息

子であるテレマコスから「人前で話をするのは男
たちみなの仕事、とりわけ私の仕事です。」と言わ
れて、人前での発言を止められる場面があるので
ある。

著者は、「女性の声と、公的な場で演説したり
議論したり発言したりすること(……)のあいだに
は、文化的な不和がある」とされる点で、古典と
現代に共通点があることを示す。現代のインタ
ネットで、例えばツイッターでも、女性が公的な
発言をした場合、何を言ったかではなく、単純に
発言したという事実によってその女性が侮辱や脅
迫を受けるのである。そして攻撃を受けた女性に
よく善意で勧められる解決策こそが、まさに攻撃
者たちが望んだ結果をもたらしてしまう。「言い
返さないほうがいい。……ただ黙ってブロック
すること」といった解決策である。

ごく最近の日本でも、同様の現象は起きてい

る。本年(二〇二〇年)五月、ツイッター上で「# 検察庁法改正案に抗議します」というハッシュタグが驚異的に拡散し、多くの芸能人もこれに加わった。しかし、その中で注目を集めた一人であるきやりーばみゆばみゆさんは、発言内容というよりは発言自体を疑問視するようなコメント(いわゆる「クソリプ」である)が多数寄せられた結果、結局ツイッターの投稿を削除してしまった。彼女が女性であること、発言を封じ込めようとするような現象が起きたことが、無関係と言えるだろうか。

④ 二〇一七年の講演をまとめた第二部「女がパワーをもつこと」では、西欧において有史最古の時代にはすでに、現実のみならず物語でも女性と権力が切り離されていたことが述べられている。

古代ギリシア・ローマの物語や神話にはパワ

ルな女性が何人も登場するものの、権力を行使するのではなく濫用するものとして描かれ、結局は権力を奪われる存在とされているのである。その象徴的な存在が蛇の髪を持つメドゥーサであり、英雄ペルセウスが切断したメドゥーサの生首が、現在でもパワーを持った女性を揶揄するモチーフとして使われていると著者は指摘する。ドイツのメルケル首相やアメリカ大統領候補だったヒラリー・クリントンは、その顔写真を何度もメドゥーサの生首に合成されているのである。

そして著者は、女性を今の権力構造に入れるのではなく、権力の構造の方こそ変えるべきだと提案する。権力、すなわちパワーをエリートのためのものとして扱うのではなく、名も無き人々の団結にもパワーが生まれることを想定すべきだという。その実例としては、無名の女性三人が始めたアメリカの「ブラック・ライヴズ・マター」運動や

「Me Too」運動が挙げられている。

著者が提起するような団結によるパワーというのは、日本でも生まれつつあるのではないだろうか。直近では「# 検察庁法改正案に抗議します」であるし(このハッシュタグの考案者は女性会社員である)、また性犯罪・性暴力に関する「フラワーデモ」も、無名の人々による団結が社会を動かすパワーを生んだのである。

⑤ 平和や民主主義、基本的人権を擁護する立場の人々であっても、全体として女性差別への意識が十分とはいえないのが(残念ながら)現実である。私も含めた男性は、本書が指摘するような問題の存在にすら気付けないことも多い。しかし女性差別は、平等という憲法的価値を社会に実現するには、不可避の問題である。社会問題に取り組みむ法律家として、特に男性こそ、本書を読むべきだと思う。

改憲問題対策法律家六団体連絡会の取り組み

検察庁法改正の動きを阻止

黒川弘務東京高検検事長の定年延長閣議決定(本年一月三十一日)を発端とする政治権力による検

察官人事への介入は、検察庁法の「改正」という事態にまで進みました。これは政権にとって意に沿

わない検察の動きを封じ込め、政権関係者の違法を摘発し刑事責任を追及する道を閉ざす事態を招くものでした。これに対して、当部会も参加する改憲問題対策法律家六団体連絡会はいち早く抗議声明を発表し問題点を明らかにし、各弁護士会や日弁連も次々と声明を発表しました。(「東京高検検事長黒川弘務氏の違法な任期延長に抗議する法律家団体共同声明」(二〇二〇年三月五日付)、「東

京高等検察庁黒川弘務検事長の定年延長に関する閣議決定の撤回と黒川検事長の辞職を求め、検察庁法改正案に反対する共同声明」(二〇二〇年三月二十四日付)…全文はHP参照

また元検事総長らのグループや元特捜部検事らのグループも反対の意見書を発表しました。これらの動きとともに、五〇〇万以上の「#検察庁法改正案に抗議します」とのツイートが流れるなど多くの国民による反対運動が巻き起こりました。これにより、二〇二〇年通常国会での成立は見送られることになりましたが、安倍政権は次の臨時国会での成立をあきらめてはおらず、引き続き警

改憲問題対策法律家六団体連絡会◎緊急声明

検察庁法改正案を束ね法案から分離し 撤回すること等を求める法律家団体の緊急声明

二〇二〇年五月二〇日

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター

代表理事

宮里 邦雄

自由法曹団 団 長

吉田 健一

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議 長

日本国際法律家協会

会 長

北村 栄

日本反核法律家協会

会 長

大熊 政一

日本民主法律家協会

理 事 長

佐々木猛也

日本民主法律家協会

理 事 長

右崎 正博

1 はじめに

政府・与党は、検察庁法の一部改正を含む国家公務員法等の一部を改正する法律案の今国会の成立を見送るとしている。検察庁法改正案に対する国民の強い批判を受けての措置であることは明白であり、このことは国民の運動の大きな成果である。

しかしながら、政府・与党は検察庁法改正案の成立をあきらめたわけではなく、単に秋の臨時国会まで先送りしたに過ぎない。

私たちは、あらためて、政府・与党に対し、第一

戒が必要です。なお、黒川検事長は、賭けマージャン問題により五月二日に辞職しましたが、懲戒処分はなされず、訓告処分にとどまりました。(大山勇一)

に、国家公務員法等の一部を改正する法律案(束ね法案)から、「検察庁法の一部改正案(第四条関係)を分離すること。第二に、同法案の勤務延長(定年延長、役職定年延長に関する特例部分をすべて削除するか、同法案全体を撤回すること。第三に、黒川弘務東京高検検事長の定年延長を決めた閣議決定を撤回すること。を強く求めるものである。

2 検察官の独立を奪い法の支配を崩壊させる改憲法案

そもそも、検察庁法で定められている検察官の定年に関して、国家公務員法の定年延長規定が適用されないことは、その立法当初から揺るぎない解釈であり、その運用は厳格に行われてきた。にもかかわらず、今回、国家公務員法と同様に政府の裁量による検察官の定年延長規定を検察庁法に盛り込んだうえ、これを国家公務員全体の定年延長を定める国家公務員法改正と一括法案として提出したこと自体に重大な問題が

ある。

このような検察庁法改正は、政治権力が検察官の人事に介入し、政権にとって意に沿わない検察の動きを封じ込め、政権関係者の違法を摘発し刑事責任を追及する道を閉ざす事態を招くものである。それは、検察官の独立性及び公平・中立性を損い、さらに検察組織に対する国民の信頼を大きく揺がすものである。政府の裁量による検察官の定年延長規定を盛り込んだ検察庁法改正案は、少なくとも特例部分を削除するか、廃案以外にないのであって、これを国家公務員法等改正案と一体のまま継続審議とすることは、断じて許されるものではない。

したがって、直ちに、国家公務員法等改正案から検察庁法改正案を分離して審議することを強く求める。そのうえで、検察官の独立を奪う特例規定をすべて削除するか、法案自体を撤回(廃案)とすべきである。

3 黒川弘務東京高検検事長の定年延長の閣議決定の撤回を求める

また、安倍政権は、本年一月三十一日、黒川弘務東京高検検事長の勤務を本年八月七日まで延長する閣議決定を行った。この閣議決定は、検察庁法二二条、同法三二条の二に違反し、国家公務員法八一条の三は検察官には適用されないとする一貫した立法者意思や政府解釈にも反するもので、明確に違法である。法秩序の回復のために、閣議決定を直ちに撤回し、黒川弘務

氏は速やかに退官すべきである。

4 以上のとおり、検察庁法改正案の問題は、今国会の審議見送りで許される問題ではない。政府・与党は国民各界の批判を真摯に受け止め、国家公務員法等の一部を改正する法律案から検察庁改正案を分離した上で、同法案の特例部分を削除するか、法案自体を撤回こと、並びに、黒川弘務検事長の定年延長を決めた閣議決定を撤回することを、引き続き強く求めるものである。

以上

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

7月13日(月) 10時半～ 青法協本部

【修習生委員会】

7月10日(金) 11時～ 青法協本部

【広報委員会】

7月30日(木) 17時～ 宮本智法律事務所

第17回人権研究交流集会 (アクロス福岡)

2021年3月20日(土) 午後 分科会
3月21日(日) 午前 全体会



▼コロナウイルス 感染拡大と検察人事の濫用という、二つの暗雲に覆われた五月だった。▼職権濫用の悪事を重ね、つ

いに責任追及の不安が高まると、法解積を変更して定年を延長して、子飼いの(?) 検察トップを作り出す計画。それが批判されると法改正で追認を。それが通らない政情になると、賭博三昧がなぜか突然発覚して、事態は全てウヤマヤに。一連の「検察人事策動」は、そういう目論みと採み消しだったのだというのが巷間の通説。▼どう考えても民主制とは言えない政権が淘汰されない社会に生きているのは、コロナウイルスよりも恐ろしい。歴史に残る重大事件は、国民的にはコロナよりもこつちの方なのだろうと思う。▼驕れる権力者もウイルスも制圧して、国民の力で早くまっとうな世の中になって欲しい。

(米倉 勉)